

美浦村技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公 務 員					民 間			参考 (A/B)
	平均 年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与 月額(B)	
美浦村	50 歳	22 人	312,100 円	319,427 円	315,464 円	—	—	—	—
学校 給食員	48 歳	14 人	309,400 円	316,400 円	313,757 円	調理師	43 歳	264,900 円	1.19
用務員	49 歳	4 人	289,100 円	291,600 円	289,100 円	用務員	54 歳	227,200 円	1.28
運転手	58 歳	2 人	348,000 円	366,750 円	351,250 円	自家用 自動車運転手	44 歳	308,900 円	1.19
その他	55 歳	2 人	341,150 円	347,450 円	339,100 円	—	—	—	—
茨城県	48 歳	530 人	332,052 円	375,951 円	354,122 円	—	—	—	—
国	49 歳	5,193 人	287,094 円	—	320,514 円	—	—	—	—

※「平均給料月額」とは、平成 19 年 4 月 1 日現在における各職種の職員の基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、平成 19 年 4 月分として支給した各職種の職員の基本給と諸手当の平均です。

※「平均給与月額(国ベース)」は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれないことから、比較のために国家公務員と同じベースで再計算したものです。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成 16 年～18 年の 3 ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではありません。

(2) 年齢別職員数

区 分	20 歳 未 満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以上	計
全 体	人	人	人	人	人	人	2 人	6 人	6 人	3 人	5 人	人	22 人
調理師							2	4	5	2	1		14
用務員								2	1		1		4
運転手											2		2
その他										1	1		2

(3)その他給与に関する事項

ア 給料表

就業規則給料表（国家公務員の行政職（二）俸給表に同じ）の4級制を適用しています。

イ 各種手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。

なお、本村では特殊勤務手当、地域手当の支給は行っていません。

ウ 昇給基準

毎年1月1日に、同日前1年間における勤務成績に応じ、4号給（平成22年までは3号級）を標準として昇給、ただし、57歳を超える場合は2号給（平成22年までは1号級）を標準として昇給します。

2 基本的な考え方

本格的な地方分権時代を迎え本村は他の自治体と同様に、少子高齢化、高度情報化、住民ニーズの多様化といった様々な課題を抱え、急速に変化拡大する行政需要への対応を迫られています。

こうした中、新しいニーズに対応し行政サービスの水準を維持するため、簡素で効率的な行政組織の整備を図り、最小の経費で最大の効果を上げる行政システムの確立を目指します。

そこで、新規の行政需要に対してもできるだけ職員数を増やさずに対応していく一方、民間委託、臨時職員、非常勤一般職員等の活用によって、可能な限り職員数を減らしていきます。

給与については、人事院勧告に基づき運用しているところであり、今後においても適正な給与制度・運用を図ってまいります。

3 具体的な取組内容

(1)定員について

職員定数については、平成18年3月に策定した美浦村定員適正化計画に基づき、平成17年4月1日現在で、179人の職員数（美浦村の総職員数）を、平成22年4月1日で169人（10人、5.6%の削減）にすることを目標とします。

技能労務職員については退職者不補充を原則とし、平成11年4月を最後に新規の採用は行っておらず、今後もこの方針を続け、関連業務については民間委託、臨時職員等で対応していきます。

(2)給料表・各種手当について

給料表については、国の行政職(二)俸給表を適用しており、今後も人事院勧告に準じて給料表の改定を行い、国、県及び民間の同種の給与に留意しながら、適正な運用に努めます。

また、特殊勤務手当については、平成18年4月より全ての特殊勤務手当を廃止しました。

(3)昇給のあり方について

平成22年度より人事評価制度を導入し、一般行政職員と同様、技能労務職員についても評価の対象としこれに基づいて昇給を行うこととします。

4 その他

技能労務職員については退職者不補充ということで、新規正職員の採用は行わないこと、くわえて本村の技能労務職員の平均年齢は50.1歳と高齢化していることから、業務の民間委託、臨時職員の活用を積極的に進めなければならない状況にあります。

(1)民間委託の推進

調理師(学校給食・保育所給食)については、退職者補充として非常勤一般職で対応していますが、今後は退職者の推移に合わせ順次民間委託を進めます。

(2)非常勤一般職及び臨時職員の活用

運転手及び用務員については、非常勤一般職及び臨時職員で対応することとします。